

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>学校教育室長及び総括課長</u>は、直接事務を担当する場合に限り、次条各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、<u>室長、課長及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>義務教育課長専決事項</p> <p>(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（<u>スポーツ健康課及び産業教育担当</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>高校教育課長専決事項</p> <p>(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（<u>スポーツ健康課及び産業教育担当</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>特別支援教育担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>生徒指導担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。</p> <p>産業教育担当課長専決事項</p> <p>(1) <u>市町村立の小中学校並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言</u></p>	<p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、総括課長は、直接事務を担当する場合に限り、次条各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、<u>室長及び課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>義務教育課長専決事項</p> <p>(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（<u>スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>高校教育課長専決事項</p> <p>(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（<u>スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>特別支援教育課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>生徒指導課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること <u>(復興教育担当の所掌に属するものを除く。)</u>。</p>

<p><u>を与えること。</u></p> <p><u>(2) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>文化財・世界遺産課長専決事項</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の規定に基づく事務<u>(学級編制の同意を除く。)</u>に関すること。</p> <p>[略]</p>	<p>(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>文化財課長専決事項</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の規定に基づく事務に関すること。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。